

街頭補導等実施上の問題点の調査結果（調査対象 13 道府県）

調査趣旨（平成 15 年 7 月～8 月に調査実施）

少年非行の深刻化に伴い、少年の健全育成と非行防止を図る上で少年補導職員、少年警察ボランティアの果たす役割が重要となってきたが、その職務権限、活動根拠等について問題点を抽出し、改善を図る施策の立案に資するため、規模やその活動状況を考慮し 13 道府県を抽出、調査を実施したものの。

1 少年補導職員に関する質問

（1）街頭補導等の少年警察活動中に少年補導職員が「困った」、「限界を感じた」という印象を持った点

ア． 少年に対する呼び止め、声かけ時に職務権限について問いただされた。	・・・ 5 県
イ． 街頭補導時に人定確認をしようとしたところ拒否された。	・・・ 10 県
ウ． 警察施設へ同行を求めたら拒否された。	・・・ 6 県
エ． 補導時に物品を預かろうとしたら拒否された	・・・ 8 県
オ． 保護者に連絡したときに、補導、不良行為について問いただされた。	・・・ 9 県
カ． その他	・・・ 10 県

カ．「その他」の例

- ・ カラオケ店等店内の巡回への協力が得られない時がある。
- ・ 補導対象者の周りのものがいろいろと口を挟み補導に支障が出る。
- ・ 外国人不良少年の増加
- ・ 少年の所持物品を了解のうえ破棄したところ保護者に問いただされた。
- ・ 身分証明書について
- ・ カメラ付き携帯で補導中の職員の顔を撮ってメール送信し合う。
- ・ 保護者が補導した子どもの引き取りを拒否。

（2）今後、制度上改善、整備すべき点

補導取扱いをした事案は全件学校へ連絡すべき
一人で街頭補導に出なくてはならない場合もあり、体制確保が必要
職務権限の整備・強化も必要だが、補導活動の体制作りが先決
職名をより警察内部の専門職員らしい名称への変更すべき（例：少年育成官等）
補導職員手帳の改訂（本官と同形式）
活動内容等についての広報・啓発の必要性
街頭補導活動を少年警察活動規則における少年補導職員の任務として規定すべき
同行を求めることについて、法律による根拠規定が必要（警察官職務執行法第 2 条に類するもの）
補導活動時の安全確保方策について要検討（護身術の必須化等）
少年に対する飲酒、喫煙の罰則規定制定の検討
携帯電話を配置する等の改善が必要

2 少年警察ボランティアに関する調査結果

(1) 街頭補導等の活動中に、少年警察ボランティアが、「困った」、「限界を感じた」という印象を持った点。

ア 少年に対する呼び止め、声かけ時

根拠、権限が不明確、何の権利があるのかと言われる。

無視、逃亡、反抗的態度に対してなすすべがない。

警察職員同行時には充実した活動が可能であるが、ボランティア単独では困難。

少年の風貌、態度により恐怖感があり、声かけが困難

刃物等の所持を考えると安易に声かけできない

イ 人定確認、警察官、補導職員への引継時

根拠、権限、がはっきりせず人定確認に応じてもらえない

虚偽の申し立てをされた場合、確かめる術がない

一定以上の活動は警察職員に引き継ぐしかない

ウ 守秘義務に関連する事項

守秘義務にかかわるほどの活動はできていないのが実情

保護者や学校と連携しようにも守秘義務を考えると困難

(2) 今後、制度上、改善・整備すべき点

全国的な名称の統一、活動要綱などの制定による明確な活動根拠の規定

補導現場で家庭連絡ができる枠組み、少年警察ボランティアの活動の一本化

権限の付与を求める一方で、責任が重大になるのことも要検討

統一ユニフォーム、受賞事故防止機材の貸与

ゲームセンター等への立入権限を明確化

保護司などと同レベルの身分、権限、社会的地位の明確化

ボランティア活動に関する法整備

活動内容、基準等の明確化

高齢化対策（定年制、初回委嘱年齢制限）

手帳や腕章などにより身分を明示、権限がない以上声かけ程度でとどめるべき

人定確認等をするためには職務権限の明確化と明文規定が必要不可欠。

名ばかりの補導員が少なくなく、具体的に活動ができる年齢層に若返らせる必要。

少年警察ボランティアの統合